平成２９年（フ）第３５２号
埼玉県本庄市今井362番地13　ユーアイ202
債務者　若林　勇樹
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３５７号
埼玉県熊谷市美土里町３丁目38番地　ＡＮＮＥＸ002　303号
債務者　佐藤あすか（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５８号
栃木県足利市葉鹿町555番地１　ＡＫＩハウスⅢ202
破産者　輪本東明こと　兪　　東明
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１２８号
群馬県太田市鳥山下町639番地35
破産者　藤井　弘子
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２１４号
大阪府泉大津市高津町13番28号、破産手続開始決定時の住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目18番８号
破産者　丸亀　法幸
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
大阪府岸和田市春木旭町34番21号
破産者　平海　年記
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
大阪府泉佐野市下瓦屋374番地の38、前住所大阪府泉佐野市上瓦屋577番地の２―201
破産者　西谷　直也
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
大阪府和泉市のぞみ野１丁目９番１号
破産者　伊村　良三
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４６６号
大阪府貝塚市東山３丁目３番10号
破産者　是枝　　徹
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２２８号
福岡市東区青葉７丁目38番11―801号
破産者　川元みのり
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３７９号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目２番14―403号
破産者　井手　一裕
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５１３号
福岡市南区塩原４丁目30番15―102号
破産者　岩本　　充
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５８７号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目５番17号　リバーシティ片峰Ｃ201号
破産者　稲永　莉宝（旧姓吉永・尾崎）
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４７４号
札幌市豊平区月寒西３条９丁目６番８号　ドミール月ケ丘106号
破産者　笹舘　　博
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４号
茨城県下妻市下妻乙294番地、前住所茨城県筑西市井上880番地７
破産者　内山　佳茂
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第５４号
栃木県小山市駅南町６丁目９番19号　グランド・リヴェールⅡ201号
破産者　石嶋　雪恵
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第７８１号
さいたま市大宮区三橋４丁目611番地14　三橋コーポ201
破産者　土肥　淑子
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
福井市中央２丁目４番６号
破産者　今村久美子
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係